

地区計画の手続きについて

～みんなでまもるまちづくりのルール～

地区計画の区域内で建築物の建築や工作物の建設などを行う場合、工事着手の 30 日前までに届出が必要となります。(変更の場合も同様)

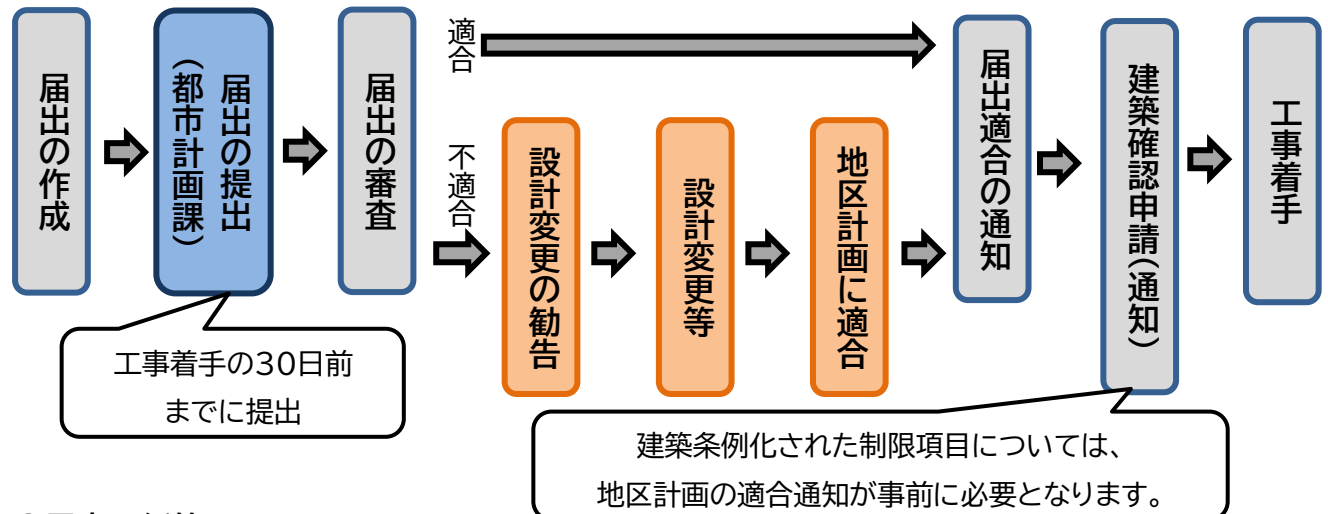
地域のよりよいまちづくりを進めるため、皆様のご協力をお願いいたします。

○届出が必要な主な行為

対象行為	行為の内容
(1)建築物の建築	「建築物」には、車庫、物置、建築物に付属する門又はへいなどが含まれます。 「建築」とは、新築、増築、改築、移転をいいます。 ※10 ㎡以内の小規模建築物も含まれます。
(2)工作物の建設	「工作物」とは、かき、さく、へい、門、広告塔や看板などをいいます。
(3)建築物、工作物の 形態・意匠の変更	「形態・意匠の変更」とは、屋根、外壁の変更及びかき又はさくの構造の変更などをいいます。

※各地区で制限項目を定めていますが、制限の対象とならない行為についても、建築物の建築や工作物の建設などを行う場合は、届出が必要となります。

○届出フロー



○届出用紙等

届出用紙については、越谷市ホームページでダウンロードできます。添付書類等詳細については、越谷市ホームページ(QRコード)をご覧ください。

○届出先・問合せ先

越谷市都市整備部都市計画課(本庁舎6階)

TEL 048-963-9221(直通)

メールアドレス: toshikei@city.koshigaya.lg.jp

ホームページ URL: <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>

トップページ>くらし・手続き>都市計画>まちづくり>各地区の地区計画・区域内における届出

>地区計画>地区計画の区域内における届出について



QRコードで確認!



○市内の地区計画区域

本市では、19地区の地区計画区域があります。各地区計画の制限項目や基準等については、[越谷市ホームページ](#)をご覧ください。

地区計画の内容や届出手続き等について、不明な点がございましたら、都市計画課までご相談ください。

